

別表1 地域資源等を活用した新商品・新サービス開発支援事業

事業名	事業内容	助成対象者	助成対象経費	助成率及び助成限度額
<p>地域資源等を活用した新商品・新サービス開発支援事業</p>	<p>産地の技術や農林水産品、観光資源等、富山県の地域資源等を有効に活用して行う事業</p> <p>※具体的な対象事業については下記のとおり</p> <p>① 富山県が指定する地域資源等を活用し、新商品・新サービスを開発しようとする事業</p> <p>② 上記①と合わせて行う販路開拓事業 イ 県外又は国外の見本市、展示会、商談会等への出展 ロ 成果をPRする広報活動 ハ ホームページの制作・改良</p> <p>③ その他選定委員会が適当と認める事業</p>	<p>中小企業者（県内に主たる事務所を置くものに限る。以下この表において同じ。）及び中小企業者のグループ</p>	<p>① 研究開発費：原材料費、工具器具・備品費（改良費・保守費含む）、産業財産権導入経費、試験・検査費、委託費（外注加工費、技術コンサルタント料、デザイン料、設計費、調査研究費等）</p> <p>② 専門家謝金・旅費：専門家謝金、専門家旅費</p> <p>③ 見本市等出展経費：小間料、小間装飾料、展示物輸送料</p>	<p>助成率は助成対象経費の2分の1以内とし、助成限度額は2,000千円とする。</p> <p>※ 工具器具・備品費（改良費・保守費含む）分は1,000千円以内とする。</p>
<p>農商工連携・異業種連携枠</p>	<p>中小企業者等と農林漁業者の連携体又は異なる業種の中小企業者の連携体が双方の経営資源を活用して行う事業</p> <p>※具体的な対象事業については下記のとおり</p> <p>① 上記連携体が新商品・新サービスを開発しようとする事業</p> <p>② 上記①と合わせて行う販路開拓事業 イ 県外又は国外の見本市、展示会、商談会等への出展 ロ 成果をPRする広報活動 ハ ホームページの制作・改良</p> <p>③ その他選定委員会が適当と認める事業</p>	<p>① 中小企業者若しくは創業者又は自ら事業を行うNPO等（県内に主たる事務所を置くものに限る。）と農林漁業者（県内で事業を営むものに限る。）との連携体</p> <p>② 異なる業種の中小企業者の連携体</p>	<p>④ その他経費：会場借料、会場整備費、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、備品借上料、広告宣伝費、通訳料、翻訳料、原稿料、委託料、従業員等の旅費</p> <p>※ 販売を主たる目的とする見本市・展示会等は、助成対象としない。</p>	<p>助成率は助成対象経費の3分の2以内とし、助成限度額は2,000千円とする。</p> <p>※ 工具器具・備品費（改良費・保守費含む）分は1,000千円以内とする。</p>

別表2 ものづくり技術開発促進事業

事業名	事業内容	助成対象者	助成対象経費	助成率及び助成限度額
ものづくり技術開発促進事業	ものづくり産業の競争力強化のため、新商品・新技術の研究開発に取り組む事業	中小企業者 (県内に主たる事務所を置くものに限る。以下この表において同じ。)及び中小企業者のグループ	<p>① 研究開発費：原材料費、工具器具・備品費(改良費・保守費含む。)、産業財産権導入経費、試験・検査費、委託費(外注加工費、技術コンサルタント料、デザイン料、設計費、調査研究費等)</p> <p>② 専門家謝金・旅費：専門家謝金、専門家旅費</p> <p>③ 研究開発に伴うその他経費：会場借料、会場整備費、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、備品借上料、通訳料、翻訳料、原稿料、従業員等の旅費</p> <p>※ 販路開拓経費は、助成対象としない。</p>	<p>助成率は助成対象経費の2分の1以内とし、助成限度額は3,000千円とする。</p> <p>※ 工具器具・備品費(改良費・保守費含む)分は1,000千円以内とする。</p>

別表3 伝統工芸産業支援事業

事業名	事業内容	助成対象者	助成対象経費	助成率及び助成限度額
<p>伝統工芸産業支援事業</p>	<p>富山県内の伝統工芸品（経済産業大臣指定6品目及び富山県指定5品目）を有効に活用して行う事業</p> <p>※具体的な対象事業については下記のとおり</p> <p>① 富山県内の伝統工芸品を活用し、新商品・新サービスを開発しようとする事業</p> <p>② 上記①と合わせて行う販路開拓事業 イ 県外又は国外の見本市、展示会、商談会等への出展 ロ 成果をPRする広報活動 ハ ホームページの制作・改良</p> <p>③ その他伝統工芸産業活性化に寄与する事業として選定委員会が適当と認めた事業</p>	<p>中小企業者（県内に主たる事務所を置くものに限る。以下この表において同じ。）及び中小企業者のグループ又は伝統工芸産地組合等</p>	<p>① 研究開発費：原材料費、工具器具・備品費（改良費・保守費含む。）、産業財産権導入経費、試験・検査費、委託費（試作品製作費、外注加工費、技術コンサルタント料、デザイン料、設計費、調査研究費等）、使用料・賃借料</p> <p>② 専門家謝金・旅費：専門家謝金、専門家旅費</p> <p>③ 見本市等出展経費：小間料、小間装飾料、展示物輸送料</p> <p>④ その他経費：会場借料、会場整備費、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、備品借上料、広告宣伝費、通訳料、翻訳料、原稿料、委託料、従業員等の旅費</p> <p>※販売を主たる目的とする見本市・展示会等は、助成対象としない。</p>	<p>助成率は助成対象経費の2分の1以内とし、助成限度額は3,000千円とする。</p> <p>※ 工具器具・備品費（改良費・保守費含む。）分は1,000千円以内とする。</p>

別表 4 販路開拓強化支援事業

事業名	事業内容	助成対象者	助成対象経費	助成率及び助成限度額
販路開拓強化支援事業	<p>県外又は国外の見本市、展示会、商談会等への出展事業</p> <p>※本事業は採択年度の翌年度、翌々年度は対象外</p>	<p>中小企業者（県内に主たる事務所を置くものに限る。以下この表において同じ。）及び中小企業者のグループ</p>	<p>① 見本市等出展経費：小間料、小間装飾料、展示物輸送料</p> <p>② 従業員等の旅費</p> <p>③ その他経費：会場借料、会場整備費、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、備品借上料、広告宣伝費、通訳料、翻訳料、原稿料、委託費</p> <p>※ 販売を主たる目的とする見本市・展示会等は、助成対象としない。</p>	<p>助成率は助成対象経費の2分の1以内とし、助成限度額は下記のとおりとする。</p> <p>県外分 250 千円 ※ただし、首都圏（東京、神奈川、千葉、埼玉）の展示会等に出展する場合は 350 千円</p> <p>国外分 500 千円 ※県外分との組合せ可、ただし、県外分の限度額は上記のとおり</p>
見本市等共同出展支援事業	<p>県外の見本市・展示会等に共同出展し、受注獲得を目指す事業</p> <p>※見本市・展示会等において、県内ものづくり産業の魅力集積等について、広報を行うこと。</p>	<p>組合等（県内に主たる事務所を置くものに限る。）又は中小企業者（県内に主たる事務所を置くものに限る。）のグループ</p> <p>※共同出展する企業が 15 社以上のものに限る。</p> <p>※構成員のうち、中小企業者の割合が 2/3 以上であること。</p>		<p>助成率は助成対象経費の3分の2以内とし、助成限度額は 5,000 千円とする。ただし、下限額は 3,000 千円とする。</p> <p>次の要件を全て満たす場合の助成限度額は 7,500 千円とする。</p> <p>① 共同出展する</p>

				<p>企業が25社以上かつ出展企業の半数以上が前回出展時と異なること</p> <p>②商談件数、成約件数を向上させるため県内企業や業界に精通したコンシェルジュを展示会出展時に配置すること</p>
--	--	--	--	---

別表5 小規模企業応援事業

事業名	事業内容	助成対象者	助成対象経費	助成率及び助成限度額
<p>小規模企業応援事業</p>	<p>小規模企業における下記のいずれかの要件を満たす販路開拓、新商品・新技術開発、事業活動を支える人材育成事業</p> <p>(1) 2社以上の小規模企業の連携によるもの</p> <p>(2) 商工団体の経営指導を受けた事業計画に基づく事業でかつ意見書が添付されているもの</p> <p>※ 具体的な対象事業については下記のとおり</p> <p>① 新商品・新技術の研究開発に係る事業</p> <p>② 販路開拓事業</p> <p>イ 県外又は国外の見本市、展示会、商談会等への出展</p> <p>ロ ①の成果をPRする広報活動</p> <p>ハ ホームページの制作・改良</p> <p>③ 人材育成事業</p> <p>各種研修、講習、発表会等の開催又は参加（県主催の事業への参加費用は除く。）</p> <p>④ その他選定委員会が適当と認める事業</p>	<p>小規模企業者（県内に主たる事務所を置くものに限る。以下同じ。）及び小規模企業者のグループ</p>	<p>① 設備整備費：試作品開発に必要な機械装置、構築物（簡易なもの）</p> <p>② 研究開発費：原材料費、工具器具・備品費（改良費・保守費含む。）、産業財産権導入経費、試験・検査費、委託費（外注加工費、技術コンサルタント料、デザイン料、設計費、調査研究費等）</p> <p>③ 専門家謝金・旅費：専門家謝金、講師謝金、専門家旅費</p> <p>④ 見本市等出展経費：小間料、小間装飾料、展示物輸送料</p> <p>⑤ その他経費：会場借料、会場整備費、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、備品借上料、広告宣伝費、通訳料、翻訳料、原稿料、委託料、従業員等の旅費</p> <p>※ 販売を主たる目的とする見本市・展示会等は、助成対象としない。</p> <p>※ 設備整備費の「機械装置」は主に建物に固定され容易に移動できないものとし、移動可能なものは研究開発費の「工具器具・備品費」の区分とする。</p>	<p>助成率は助成対象経費の2分の1以内とし、助成限度額は500千円とする。</p> <p>※ 設備整備費分は250千円以内とする。</p> <p>※ 工具器具・備品費（改良費・保守費含む。）分は250千円以内とする。</p> <p>※ ②販路開拓事業イに関する分は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県外分 250千円 ※ ただし、首都圏（東京、神奈川、千葉、埼玉）の展示会等に出展する場合は350千円 ・ 国外分 500千円 <p>※ 県外分との組合せ可、ただし、うち県外分の限度額は上記のとおり</p>

別表6 スタートアップ挑戦支援事業

事業名	事業内容	助成対象者	助成対象経費	助成率及び助成限度額
<p>スタートアップ挑戦支援事業</p>	<p>県内におけるスタートアップのロールモデルを目指す取組みで選定委員会が下記のいずれかの要件を満たすと認めた事業</p> <p>① 当該事業が市場将来性、競争優位性、収益性、技術的実現可能性の観点から一定の成長可能性が認められること</p> <p>② 当該事業に係る商品・サービス等が新規性を有し、社会課題の解決に資すること</p> <p>※本事業の採択は一度限りとする。</p>	<p>革新的なアイデア、サービス等で短期間に急成長を目指すスタートアップ企業等(ただし、第2条第1項第4号アに該当する企業にあっては、創業後概ね10年未満の企業に限り、個人自業主は除くものとする)</p> <p>※富山県が実施するスタートアップ集中支援プログラム「T-Startup Leaders Program2026」の応募企業であること</p>	<p>① 研究開発費：原材料費、工具器具・備品費（改良費・保守費含む。）、産業財産権導入経費、試験・検査費、委託費（外注加工費、技術コンサルタント料、デザイン料、設計費、調査研究費等）</p> <p>② 専門家謝金・旅費：専門家謝金、専門家旅費</p> <p>③ 事業運営費：構築物費・店舗改装費、委託費、人件費（新規雇用者のみ、かつ申請する事業費全体の50%以内）</p> <p>④ 見本市等出展経費：小間料、小間装飾料、展示物輸送料</p> <p>⑤ その他経費：会場借料、会場整備費、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、備品借上料、広告宣伝費、通訳料、翻訳料、原稿料、委託料、従業員等の旅費</p> <p>※ 販売を主たる目的とする見本市・展示会等は、助成対象としない。</p>	<p>助成率は定額とし、助成限度額は1,000千円とする。</p>

別表7 事業承継応援事業

事業名	事業内容	助成対象者	助成対象経費	助成率及び助成限度額
<p>事業承継 応援事業</p>	<p>事業承継に向けて新たに企業価値向上に取り組む事業</p> <p>※事業承継とは、会社においては、先代経営者が代表取締役を退任し、後継者が代表取締役に就任かつ株式の過半数超を保有することや、会社が営む事業について、その屋号や経営資源等の複数の後継者に承継し、その事業を継続させることなどをいい、個人事業主においては、商号（屋号）や経営資源等の複数承継（現代表は廃業届を後継者は開業届を提出するなど）し、その事業を継続させることをいう。</p> <p>※企業価値とは、企業の事業活動からもたらされる事業価値に、事業以外の資産価値を含めたその企業全体の財務的価値をいう。</p>	<p>次の要件を全て満たす中小企業者（県内に主たる事業所を置くものに限る。）</p> <p>① 助成金の交付申請日の属する年度において現経営者が満60歳以上であること</p> <p>② 概ね5年以内に親族、従業員又は第三者への事業承継を予定していること</p> <p>③ 富山県事業承継ネットワーク構成機関と連携して事業承継及び企業価値向上に取り組む事業実施計画書を策定し、今後も事業継続すること</p> <p>④ 富山県事業承継・引継ぎ支援センターの確認及び助言を受けて、事業実施計画書を改善すること</p> <p>⑤ 富山県事業承継ネットワーク構成機関又は富山県事業承継・引継ぎ支援センターによる経営指導等のフォローアップを継続して受けること</p> <p>⑥ （親族・従業員承継の場合は）富山県事業承継ネットワーク構成機関と連携して事業承継計画を年度内に策定予定であること</p> <p>（親族・従業員以外が承継する場合は）富山県事業承継・引継ぎ支援センターに譲渡相談申込をしており、承継を想定している候補先があること</p>	<p>① 設備費：店舗・事務所等の新築工事、増築工事、改築工事、外構工事、外装工事・内装工事費用、機械装置・工具・器具・備品の調達費用・特定業務用のソフトウェア</p> <p>② 謝金：助成対象事業を実施するために必要な謝金として、専門家等に支払われる経費（1日あたり上限5万円）</p> <p>③ 旅費：助成対象事業を実施するために必要な販路開拓・PRを目的とした国内出張及び海外出張に係る経費（交通費、宿泊費）の実費</p> <p>④ 外注費：助成対象事業の実施に必要な業務の一部を第三者に外注（請負）するために支払われる経費</p> <p>⑤ 委託費：助成対象事業の実施に必要な業務の一部を第三者に委託（委任）するための費用</p> <p>⑥ その他「企業価値向上」に必要なと認められる経費</p>	<p>助成率は助成対象経費の2分の1以内とし、助成限度額は1,000千円とする。</p>

別表 8 小規模事業者事業再建支援事業

事業名	事業内容	助成対象者	助成対象経費	助成率及び助成限度額
小規模事業者事業再建支援事業	国の小規模事業者持続化補助金(一般型・通常枠)を活用して取り組む新商品開発や販路開拓など事業再建に向けた事業	令和6年能登半島地震で直接被害を受けた小規模事業者(県内に主たる事務所を置くものに限る。) <p>※国の小規模事業者持続化補助金(災害支援枠)の交付決定を受けた事業者は対象外とする。</p>	国の小規模事業者持続化補助金(一般型・通常枠)の補助対象経費に準ずる。	助成率は助成対象経費の3分の2以内とし、助成限度額は500千円とする。